

北総モラルアップ通信

信頼に応える教職員～光り輝く子どもたちの未来のために～



今年度も5月から学校訪問を実施しているところですが、各学校におかれましては、授業の準備はもちろん諸表簿の整理や校内環境整備等にご尽力いただきありがとうございます。どの学校でも、児童生徒が生き生きと活動し、笑顔で児童生徒と向き合う先生方の姿を見ることができました。

夏休み期間中は日頃のご多忙をひととき忘れ、どうぞ心と体をゆっくり休めてください。ご自身の時間を大切に、十分な休養と英気を養い、また新学期に元気な姿で児童生徒と向き合うことができるよう願っています。

第2号のテーマ 不祥事が起きない環境づくり

すでに、「不祥事の未然防止に係る自己分析シート」を活用して、どの学校も管理職と職員との対話を実施していることと思います。第2号では、不祥事が起きない環境づくりについて考えていきたいと思います。

学校訪問をとおして、私的な端末の持ち込みや SNS 等を利用したやりとりに関する校内ルールがどのように整備・運用されているかを確認するとともに、校内の死角や密室等について、第三者の視点を活用した学期ごとの点検がどのように実施されているかについても確認し、その取組の周知・徹底を図っているところです。

職務上のやりとりか、私的なやりとりかを問わず、職務上関係のある児童生徒に対する SNS 等を利用したやりとりを行うことを原則として、非違行為とすること。(ただし、条件によっては例外的に認めることもある。)

—「令和8年6月10日付け教総第376号及び教職第403号「懲戒処分の方針」の一部改正について」より—

□ 児童生徒、保護者への周知

☞ SNS 等を利用したやりとりや、自家用車への同乗等の未然防止のためのルールについて、職員間で周知するだけでなく、児童生徒・保護者への周知もしていますか。

□ 勤務時間外の不要な連絡の禁止

☞ 業務上、必要性がないにもかかわらず、個人のスマートフォンやアプリ等を用いて、特定の児童生徒と私的なやりとりをしていますか。

死角となる「つながり方」に注意

●一般的な SNS

全体には公開されないダイレクトメッセージ機能を利用した、周囲の目が届かない1対1の私的な会話

※相手から一方的にアカウントを発見され、そこから個人的なやりとりに発展していくケースもある

●キャッシュレス決済アプリ

送金機能に付随するチャットメッセージ機能や金銭のやりとりを通じた私的なつながりの構築

児童生徒への指導の際は、密室で一人で行うことなく、複数の教職員により組織的に対応している。

—「不祥事の未然防止に係る自己分析シート」より—

□ 密室・孤立空間での指導回避

☞ 放課後や休み時間等に、周囲から見えない密室（カーテンを閉め切った部屋など）で、児童生徒と1対1で面談や指導を行っていませんか。

児童生徒に対する指導上 unnecessary な身体接触は行っていない。

—「不祥事の未然防止に係る自己分析シート」より—

□ 児童生徒との適切な距離感の維持

☞ 特定の児童生徒に対して、他の児童生徒と異なる特別な好意や態度を示していませんか。また、自分では意識していなくても、周囲から誤解を招くような行動をしていませんか。

□ 適切な身体接触の範囲の遵守

☞ 指導や励ましを口実にして、児童生徒の身体に不必要に触れたり、相手が不快や不安を覚えるような距離感で接したりしていませんか。

物理的環境づくり

令和8年3月18日付け教職第1610号で、「児童生徒性暴力等の根絶に向けた提言について」が通知されました。

通知内では、「学校という環境の構造的リスク」への対策という視点を持つことが重要であるとの指摘がされています。

①空き教室等の確実な施錠

使用していない教室、特別教室や放送室等は、使用していない時は確実に施錠をすること。また、児童生徒と教職員が、死角や密室で二人きりになる状況を生じさせないよう徹底すること。

②死角・密室の解消

指導・面談の際には、外の廊下や周囲から視線が通る透明性を確保し、「見通しの良いオープンな空間」で行うこと。

③複数体制での管理

放課後や部活動等の残務処理・片付けなどは、一人の職員に負担をかけず、複数の職員で対応すること。定期的な相互巡回を実施し、常に周囲の目が行き届く体制を維持すること。

第三者の視点を活用した点検は学期ごとに定期的かつ、確実に実施する

—「令和8年3月26日付け教総第2350号及び教職第1725号「不祥事根絶の取組について」より—

周囲の声かけ・同僚間での注意点

令和8年6月10日付け教総第376号及び教職第403号で、『『懲戒処分の指針』の一部改正について』が通知されました。

通知内では、「学校の内外を問わず、自校に在籍する児童生徒が児童生徒性暴力等を受けたことを知りながら、管理職への通報その他適切な措置をとらなかった場合について、減給又は戒告とすること」と定めています。「おかしい」と感じたらすぐに管理職へ相談し、小さな違和感を見過ごさないことが未然防止につながります。

職場内での具体的な声かけ、相互チェック

空き教室の施錠忘れ

「〇〇先生、多目的室の鍵が開いたままになっていましたよ。不意の密室を作らないために、使い終わったら、すぐに閉めてください。」

死角での指導

「〇〇先生、相談室のカーテンが閉まっているようです。外から様子が見えるように、カーテンを開けるか、オープンな場所に対応しませんか。」

相談内容の抱え込み

「〇〇さん（生徒）のことで深く悩んでいるみたいだけど、一人で抱え込まずに学年主任や管理職に共有して、みんなで解決していきましょう。」

北総モラルアップ通信への
ご意見・ご感想や事例に対する皆様の回答をご入力
いただけると嬉しいです！

